



秋田県公報

冊 次

細則部
細則部(10)

監査委員会公告

監査委員会公告第10号

平成12年秋田県告示第298号で告示された外部監査契約に関し、包括外部監査が執行され、その結果が秋田県知事に報告されたところ、当該監査の結果に基づき（又は当該監査の結果を参考として）講じた措置について通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成13年12月4日

秋田県監査委員	辻	久	男
秋田県監査委員	小田嶋	伝	一
秋田県監査委員	天野	進	進
秋田県監査委員	小玉	和	夫

財 1375

平成13年11月27日

秋田県監査委員 様

秋田県知事 寺田 典城

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成13年2月7日付で包括外部監査人高井宏司から提出された監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知します。

監査事項	県の貸付金の総額	監査年月日	平成12年6月14日 ～ 平成13年2月6日
------	----------	-------	------------------------------

（指摘事項）

- 1 残高管理について
所管課ごとに各月末の貸付残高が一見して把握できるような事務のシステムによる残高管理が必要である。
- 2 不良債権の管理について
収入未済額に係わる期限未到来額を含めた債権を、実質的な延滞債権として管理すべきである。
- 3 不良債権の回収可能性による分類
民間金融機関等を参考としながら、県においても不良債権の分類を行うため、合理的な基準を定めるべきである。
- 4 破綻債権について
破綻債権の中には、回収不能債権に移行せざるをえないものを包含しているため、その管理に特に注意を払うこと。
- 5 回収不能債権について
個々の回収不能債権について内容を再度調査し、不納欠損処分の可否を検討すること。
- 6 単年度貸付金について
貸付先の経営状態を常に注視すると同時に資金の利用状況を厳しくチェックし、単年度貸付が実質的長期貸付金にならないよう留意すること。
（改善措置）
- 1 各貸付金ごとに随時一覧表示される形式の残高管理は、期限内納入や過年度における収入未済額の早期解消を図るためにも有用であり、現行財務会計システムにおける財務会計プログラムや貸付金管理プログラムの改善を検討します。
- 2 収入未済額に係わる期限未到来額を含めた延滞債権の管理については、個別貸付の目的及び施策事業の内容、効果等を勘案し、管理のあり方を含め検討します。
- 3 公益上の必要性に基づき行政行為としての貸付金において、現行、法令等による収入未済額の管理のほか、不良債権の分類管理のあり方を今後、検討します。
- 4 破綻債権のみならず、債権管理においては、法令等に規定している手続

- きを踏まえ、債務者の状況等を見極めながら、対応します。
- 債権管理上、実質回収不能となっている債権については、貸付の目的、債務者の状況等、内容を充分精査し、財務規則第389条に基づき不納欠損処分の可否を適正に判定した上で処理します。
 - 単年度貸付金の効果等については、毎年度、資金の回収時に貸付先から提出される実績報告書により確認をしておりますが、今後とも、安易に長期化することのないよう精査します。

監査事項	母子及び寡婦福祉資金	監査年月日	平成12年8月22日 ~ 平成12年8月29日
------	------------	-------	-------------------------------

(指摘事項)

- 債権管理簿の記載について
母子相談員が借主を訪問した際の状況等を訪問記録に記載されていることを理由に、債権管理簿の記載内容が一部記載されていなかったり、不十分なケースが見られたので、債権管理簿への記載を適切に行うこと。
- 違約金の計算について
借主が支払期日に償還金を支払わないときは、違約金を徴収しなければならぬが、徴収のみならず違約金の計算も行っていないので、違約金の徴収に関する基準を遵守すること。
(改善措置)
1 今後は、母子相談員と債権管理簿を管理している総務担当者との連携を密にして、借主の生活状況や借主に対する償還指導状況等を債権管理簿に記載することとします。
2 平成13年度からは、借主に違約金がかかることを説明した上で、違約金の計算も基準どおり行うこととし、違約金の徴収及び支払免除については、個別に対応します。
また、既が発生している違約金に関しても、同様の扱いとします。

監査事項	林業改善資金	監査年月日	平成12年7月10日 ~ 平成12年8月30日
------	--------	-------	-------------------------------

(指摘事項)

- 貸付金残高の把握について
償還簿において、個人別の債権残高の把握はされているが、貸付金全体

の残高については適時把握できる体制にない。林業改善資金の貸付金の残高についても日常管理において意を用いることが必要である。

- 延滞貸付金の償還事務について
延滞債権が生じた場合には、県は債務者から債務確認書(念書)を徴して時効の中断を行うが、債務確認書(念書)に以下の問題点を有するものがある。
債務確認書(念書)に債務者の印鑑が押印されていない。
債務確認書に連帯保証人の確認がされていない。

- 調定額の検証について
平成9年度に発生した延滞債権について、調定額として処理すべき貸付先1件が調定もれとなり、本来収入未済額として処理されるべきものが、適切な処理がされていないものがある。
- 債権管理簿の記載状況について
財務規則第378条は、納期限が過ぎても完納しないものがあるときは、遅滞なく債務者の資産又は業務の状況に関する事項を調査確認のうえ、債権管理簿に記載整理しなければならないとされているが、所定の記載欄が空欄のものが多く、十分な記載整理がなされていない。延滞債権が生じたときは、改めて債務者の資産又は経営概況を調査し債権管理簿に記載整理することを要する。

- 保証人について
連帯保証人が、他の林業改善資金の債務者である者がある。また、債務者と連帯保証人が相互保証の関係の者があるが、貸付要綱第77において、連帯保証人については相互保証は原則として認められないものとするとされている。さらに、延滞債権に係る債務者の連帯保証人が、延滞債権の発生年度と同一年度に自らが債務者となる貸付契約がある。保証人への督促の期間について、民法の時効が完成し、かつ、援用されたため保証人から回収が不可能となった例がある。これは、原債務者から連帯保証人への督促について猶子の依頼があった場合に県がその依頼に応じている場合があり、連帯保証人への督促について原債務者から連帯保証人への督促の猶子の依頼があった場合の対応措置について定める必要がある。
(改善措置)
1 残高が月別に出力できるようにコンピュータ管理システムを整備しました。
なお、総合農林事務所でも、個々の償還簿をデータ化して、残高を把握

<p>するよう改善します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 早急に債務確認書へ押印することとします。早急に連帯保証人の押印をします。 3 9年度については、10年度に測定しております。なお、今後は測定すべき年度に適切に測定します。 4 延滞債権が発生した際は、速やかに債務者の資産又は経営概況等を調査し、所定の記載欄に記載することとします。 5 連帯保証人の適否について、総合農林事務所の運営協議会で十分な検証作業を行います。 <p>なお、現在は、市町村・森林組合・総合事務所の3者で運営協議会を開き相互保証のチェックしております。 原債務者からの債務確認書の提出を条件に依頼に応じます。 なお、少なくとも、依頼の措置の条件の内規を作成します。</p>		
監 査 事 項	秋田県企業支援センターが行う中小企業者に対する貸付金	<p>平成12年6月14日 ~ 平成13年2月6日</p>
<p>(指摘事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多額の回収不能債権が累積しているが、債権の適正な開示のため、また、前向きに債権管理業務を行うためにも、回収不能債権については、債権放棄手続による不細欠損処分への移行を考慮すべきである。 2 破綻債権については、破綻の実態を再度確認のうえ、法的手続を適用し残余財産の分配をうけるか、長期分割回収を図るか、いずれか有利な方法を判断し速やかに回収方針を策定し実行すべきである。 3 貸倒懸念債権については、長期分割回収を継続し、更に1回当たりの返済額を増額すべくなお一層指導・督促を強化すべきである。 <p>(改善措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 回収不能債権については、現在、個別債権ごとに現況を調査し、債権回収及び債権放棄による不細欠損処分等に取り組みます。 <p>(調査内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者・連帯保証人の所在、資産等の状況 ・ 債権が長期延滞となった経緯・延滞理由、償還見通しの有無等 <ol style="list-style-type: none"> 2 破綻債権については、債務者の状況を十分把握した上で、速やかに回収方針を決め、長期分割による償還や資産の任意売却・競売等により債権の 		

<p>回収を図っております。</p> <p>また、回収不能とならないように、早い段階で連帯保証人へ債務者の状況を知らせ、債務者に代わり償還への協力も働きかけております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 貸倒懸念債権については、できるだけ破綻債権化しないように、債務者の状況を適宜把握するとともに、分割償還もなるべく長期にならないよう指導します。 <p>また、1回の返済額の増額については、景気の低迷等によりすぐに実施するのは難しい状況にありますが、債務者の状況や今後の経済の動向等を見て検討します。</p>		
監 査 事 項	秋田県社会福祉施設整備資金	<p>平成12年12月6日 ~ 平成12年12月8日</p>
<p>(指摘事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 連帯保証人について 社会福祉法人からの借入申込に対して、市町村からの補助金を返済財源とするため償還に問題は無い、という理由で連帯保証人を免除しているのは、貸付要綱の規定に反する。社会福祉法人が借入申込者の場合の貸付金については、要綱どおり理事長を含む3人以上の連帯保証人を立てる必要がある。 2 借入金の運用実績について 「借入金は資金の貸付事業報告書を作成し、事業完了後3ヶ月以内に知事に提出する」と貸付要綱にあるが、平成11年度貸付8件のうち2件については貸付事業報告書の提出が約9ヶ月後におこなわれており、今後適時に貸付金の運用状況を確認するために、規定どおり3ヶ月以内に入手する必要がある。 <p>(改善措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成12年度以降の社会福祉法人による借入申込については、社会福祉施設整備資金貸付要綱どおり、理事長を含む3人の連帯保証人を付すること絶対要件として処理しています。 <p>平成12年度の資金貸付実績においては、3法人に対する3件、合計51,500千円の貸付に対し、各3名の連帯保証を確認のうえ貸付しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 ご指摘のとおり今後は、貸付事業報告書提出時期の周知徹底に努めます。 		

監 査 事 項	公的医療機関等設備整備資金	監査年月日	平成13年1月11日
---------	---------------	-------	------------

(指摘事項)

- 1 債権保全手続の遅滞について
県は損失を最小にする方法として、延滞発生以後、貸付先と長期の任意分割返済を求める方向で話し合ってきたというものの、閉院からおよそ1年近く経った平成12年12月に裁判所に対して申し立てを行っているのは、結果的に債権保全手続に遅滞があったと言わざるをえない。
 - 2 債権保全手続の方法について
ア 連帯保証人の保証能力を検討する手続を加える必要がある。
イ 貸付金額に応じて連帯保証人を追加することを検討する必要がある。
ウ 何らかの物的担保を徴することを検討する必要がある。
 - 3 貸付金額の上限設定について
貸付先の規模や財政状況に応じて貸付金額の上限を設定する必要性について検討する必要がある。
 - 4 事業実施報告書の提出時期について
事業報告書の提出期限が定められていないので、規定を整備すべきである。
- (改善措置)
今回指摘のあった件については、債権保全手続として、債務者の債権に対し差押を行いました。
また、今後このような事例がないように連帯保証人の追加、貸付金額の上限設定及び事業実施報告書の提出時期にかかる要綱の改正を行いました。
- さらに、連帯保証人の保証能力を検討する手続及び物的担保を徴することの検討については、その可否を含めて検討します。

監 査 事 項	財団法人あきた産業振興機構 (旧財団法人秋田県中小企業振興公社) の運営状況について	監査年月日	平成12年6月14日 ~ 平成13年2月6日
---------	--	-------	------------------------------

(指摘事項)

- 1 設備貸与事業及び機械類貸与事業における回収可能性の評価について

貸倒引当金は、将来の貸倒の危険に備えるために、将来の回収不能額を見積り、これを債権金額から差し引くことにより、債権の回収可能額を適正に表示するため設定するものである。したがって、貸倒引当金は、個々の債権の状況に照らして回収不能と認められる額を算定することにより設定すべきである。

- 2 補助事業別の収支の把握について
事業間の振替処理を行わないことにより、県の補助金を超えて事業運営のための支出がなされていることを明らかにすべきである。

(改善措置)
1 今年度において、未収債権全てを対象に見直し調査を実施しており、その結果を基に回収可能性の評価を行い、対処します。
2 振替処理を行わず、指摘事項を遵守し執行します。

発行 秋 田 県

秋田県庁内田一丁目1番1号

発行 秋 田 県

秋田県庁内田一丁目1番1号

印 刷 所

印 刷 所

秋田県庁内田一丁目1番1号
株式会社 松原印刷
電話 082-876-6161 FAX 082-876-6162
E-mail: matsubara@matsubarainstsu.co.jp
秋田県庁内田一丁目1番1号